

要 望 書

要 望 書

はじめに

機械土工工事業は、国土の整備・開発・保全の基礎となす土工を建設機械により行うもので、ダムや道路、土地造成などの基盤造りを担い、国の発展・安定に寄与してきました。また、機械土工は通常の建設工事のみならず、災害時における復旧・復興工事などにおいても必要とされる専門工事職種です。

改めて言うまでもなく、こうした土木工事はもとより建築工事の土作業にとって、特に建設用ダンプトラックによる建設発生土の運搬作業は、なくてはならない部門であります。また公道を利用する建設工事ダンプトラックでの運搬業務の多くは、専門の建設工事ダンプトラック企業が担当しています。

近年における土工工事は、建造物の大型化や土工用建設機械の進歩により、過酷な労務主体作業から機械主体作業となり、労働環境の改善や現場のコスト低減に大きく貢献してきました。大土量を排出する掘削・積込み作業の踊り場においては、とくに大型ダンプトラックの積込み時における動作・技能の技量が積込み時間に大きく影響します。また積下ろし時においても運搬土砂の用途や後工程を担当する建設機械の種類により、排土方法（形状）が大きく異なるため、積下ろし動作・技能の技量も後工程の土構造物整形の作業時間・コストに大きく影響することになります。

建設工事ダンプトラック業界の現状

建設工事ダンプトラック企業は、建設発生土等の「運搬価格・相場」が低迷し、加えて燃料費の高騰や排ガス規制などの影響で車両の維持費が上昇し、大変厳しい経営状況が続いています。

少子高齢化が進むなかで、バスやトラックなど輸送業界の人手不足が顕著になっておりますが、当協会の調査による建設工事大型ダンプトラック運転技能者の平均年齢は56.3才、平均賃金280,311円であり、全日本トラック協会の「令和4年トラック輸送データ集」による大型ダンプトラック運転手の平均年齢48.8才、平均賃金368,900円より深刻な状況となっております。

現在、4万4千人近い運転技能者が就業していると推察されますが、雇用する企業は零細であり「低額な運搬価格」で、賃金や処遇を向上させる企業体力がなく、このままでは若年者・後継者の加入・育成は望めない状況となっております。

課題の整理

当協会はこれらの実態を踏まえ、同僚職種として重要な土の運搬業務を担当する建設工事ダンプトラック企業の経営環境の向上と運転技能者等の処遇、待遇を向上させる必要があると判断、その方策を検討するため、担当委員会の委員長を座長に協会理事や建設工事ダンプトラック企業の各代表者を委員とし、また有識者をはじめ、当協会会長をオブザーバーとして、「建設ダンプトラック地位向上研究会」を設立しました。

同研究会は、アンケート調査で建設工事ダンプトラック企業とそこで働く運転技能者の厳しい実態を改めて確認し、その内容を「建設ダンプトラック（10t積級）アンケート調査結果報告」・小冊子（別添）として作成しました。また現状課題を踏まえ、同上企業と従業者の社会的・経済的地位の向上を図る方策を検討し、「建設工事ダンプトラック企業および運転技能者の現状と改革」（別添）としてまとめました。

課題の解決のために

さらに、公共発注や業行政の諸官庁、民間発注に関係する団体などを対象に、同上企業と従業者の社会的・経済的地位の向上にご協力をお願いする事項を「要望書」としてまとめることとしました。併せて土工事を受注する1次下請企業（機械土工）に対して、適正な価格の確保・推進をお願いするとともに、建設工事ダンプトラック企業に、積算および原価算定等による適正価格で取引するよう、取引関係の改善を求め「建設工事ダンプトラック企業と運転技能者の社会的・経済的地位の向上について（お願い）」を作成し、配付することとしました。

今後の建設発生土を取巻く環境は、静岡県熱海市で発生した盛土等の土砂崩壊事故を受けて、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法及び同法の政省令と、資源の有効な利用促進に関する法律の国土交通省改正省令などが施行され規制が強化されました。建設発生土の場外運搬を行う業務は、今後益々規制や取り締まりが強化されることも予想されます。それに加えて令和6年4月1日から建設事業やトラック運送業にも時間外労働の上限規制が適用され、効率的な業務がこれまで以上に求められてきます。

つきましては係る状況を踏まえ、建設工事ダンプトラック企業の経営環境の向上と、そこで働く運転技能者など従業者の処遇、待遇が改善され、今後も事業が持続できるよう、下記の事項について要望いたします。

要 望 事 項

1. 土工事を下請受注する1次の専門工事企業は、「建設機械等損料表」、「国土交通省土木工事標準積算基準」、「公共工事設計労務単価」等を参考に積算し、建設用ダンプトラックによる運搬業務（2次下請）には、建設工事ダンプトラック企業とそこで働く運転技能者など従業者が事業を持続、継続できる同上に基づく適正な運搬価格を支払うこととしたい。

つきましては、建設工事の建設用ダンプトラックによる運搬業務は、これらを反映した価格で積算・発注して戴きたい。

1. 建設工事ダンプトラック運転技能者は、公共工事の積算（国土交通省土木工事標準積算基準書）及び「建設キャリアアップシステム・登録申請書コード表」で「運転手（一般）」とされている。他の土工用建設機械であるブルドーザはじめ、トラクタショベルなど機械質量3t以上の運転者は「運転手（特殊）」となっている。

つきましては建設発生土の積込み、積下ろし時における動作・技能の高度な技量が要求される建設用ダンプトラック・車両総重量11t以上、最大積載量6.5t以上の「大型ダンプカー」運転技能者を、「運転手（特殊）」に変更して戴きたい。

1. 建設キャリアアップシステム(CCUS)に「建設工事ダンプトラック運転技能者」の社会的地位の向上に資するため能力評価基準を新設して戴きたい。

1. 専門工事企業の施工能力の見える化制度における、見える化評価基準の対象とする職種に、社会的地位の向上に資するため「建設工事ダンプトラック企業」を加えて戴きたい。

一般社団法人 日本機械土工協会
会 長 山 梨 敏 幸